

湯川村賃借料情報

平成21年12月15日に農地法が改正され、農地法で定められていた準小作料制度の廃止により、農業委員会が賃借料情報を提供することとされ、平成22年より実施しております。賃借料情報は、実勢賃借（実際に契約された金額）の平均値、最高値・最低値を公表されています。このため、農業委員会では、賃借料を調査し、農地の借りをする場合の目安となるよう、この情報を作成しております。

この情報を令和2年の賃借料の参考として、実際の契約にあたっては、米価の推移や生産費や水利費の負担および農地の形状などを考慮し、貸し手と借り手の両者でよく話し合った上で締結して下さい。

○ 平成31年1月から令和元年12月までの1年間の利用権設定の締結（公告）された賃借料は以下のとおりです。

田	平均額	最高額	最低額	データ数
(10a当り)	19,900円	29,000円	15,000円	396
(参考中間管理機構貸付)	20,000円	20,000円	20,000円	73

- * データ数は、集計に用いた筆数です。
- * 「平均額」は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- * これまで行われてきた賃借料の精算について、賃借料の額のスライド（毎年自動で賃借料変動する）の手法は、紛争の原因となり得る危険があります。農用地利用集積計画書は書にかわるものですので利用権設定期間内に賃借料を変更する方は、変更届の提出が必要です。

農業委員会の定例会は、毎月15日頃に開催の予定です。
各種申請書はその月の5日までに提出してください。

農業委員会事務局： ☎(0241)27-8870 FAX(0241)27-3761

湯川村農業委員会・湯川村農業労働賃金調整協議会・JA会津よつば湯川農作業受委託部